

倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業  
募 集 要 項

令和6年8月19日

倉敷市

## 目次

---

第1	募集要項の定義.....	1
第2	事業の概要.....	2
1	事業名.....	2
2	事業の内容.....	2
3	事業の実施スケジュール.....	3
第3	事業者の募集及び選定に関する条件.....	4
1	事業者の募集及び選定方法.....	4
2	事業者の募集及び選定のスケジュール.....	4
3	応募者の備えるべき参加資格要件.....	4
4	応募手続き等.....	7
5	優先交渉権者選定方法.....	10
第4	契約に関する事項.....	12
1	契約内容についての協議.....	12
2	契約保証金等.....	12
3	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	12
第5	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
1	予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
2	予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
3	予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	15
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	15
3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	15
第7	その他事業の実施に関し必要な事項.....	16
1	情報公開及び情報提供.....	16
2	本事業に関する担当部署.....	16

## 第1 募集要項の定義

---

倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業募集要項（以下「本募集要項」という。）は、倉敷市（以下「市」という。）が、倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業（以下「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）で実施するに当たり、本事業を実施する事業者を選定するための条件及び手続等を記載したものである。

また、要求水準書、優先交渉権者選定基準、事業仮契約書（案）、様式集についても、本募集要項と一体的なもの（以下これらを総称して「募集要項等」という。）として扱うものである。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名

倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業

### 2 事業の内容

#### (1) 対象施設

庄支所、倉敷市消防団倉敷方面隊庄分団消防機庫、外構施設

#### (2) 事業の範囲

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設に係る以下に示す業務を行うことを事業の範囲とする。

具体的な事項については、要求水準書に示す。

- ・事前調査業務（地質調査等）
- ・設計業務
- ・解体撤去業務
- ・建設業務
- ・工事監理業務
- ・その他事業実施に必要な業務

（近隣対応、引渡し、国庫補助金申請関係書類の作成支援等）

#### (3) 対象施設の立地並びに規模及び配置

##### ア 立地条件

事業用地の所在地は「倉敷市上東 756 番地地内」である。その他、立地条件の詳細は要求水準書において示す。

##### イ 対象施設の概要

本事業における対象施設の概要は、以下に示すとおりである。詳細は、要求水準書において示す。

対象施設	区分	概要
庄支所	新設・解体 (執務並行)	支所本体、倉庫、公用車庫等
庄支所外構	新設・改修・解体	駐車場設置、障がい者等用駐車場設置、自転車置場設置、告示用掲示板、外灯、敷地境界フェンス等
庄分団 消防機庫	新設・解体	消防機庫
庄分団 消防機庫外構	新設・改修・解体	駐車場設置、ホース乾燥塔、外灯、敷地境界フェンス等

#### ウ 整備対象施設の配置に関する事項

整備対象施設の配置計画は、要求水準書にて示す。

なお、支所の新築・解体工事時には、支所の機能を維持することを条件とする。

#### エ 事業用地に関する事項

事業者は、施設管理者の承諾を得た上で事業用地のうち必要な範囲を無償で使用することができる。

#### (4) 事業方式

本事業は、倉敷市（以下「市」という。）と事業契約を締結した事業者が、対象施設の設計及び建設を行った後、市に施設を引き渡す設計施工一括発注方式（DB方式、DesignBuild）により実施する。

#### (5) 提案上限価格

本事業の提案上限価格は次のとおりとし、これを上回る提案を行った応募者は失格とする。なお、市は当該上限価格の算出根拠を公表しない。

198,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (6) 事業者への支払い

市は、本事業の事業費を段階的に支払う。原則、事業着手時に前払金として事業費全体のうち最大4割、事業完了後に残金を支払う予定とする。

#### (7) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、要求水準書に掲げる各種法令・基準等の他、関連する法制度等を遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。

### 3 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内容
令和6年11月末まで	事業契約締結
（令和7年1月）	倉敷市議会議員選挙（期日前投票所） <sup>(※)</sup>
令和7年3月末まで	事前調査・設計業務の完了
（令和7年7月）	参議院議員選挙（期日前投票所） <sup>(※)</sup>
令和8年3月末まで	・庄支所庁舎（1期工事）の竣工 （機能移転後に現庁舎解体に着手） ・現庄支所庁舎の解体 ・庄支所庁舎（2期工事）、外構整備、庄分団消防機庫の竣工 ・現庄分団消防機庫の解体 ・庄分団消防機庫外構整備の完了、事業契約終了

※期日前投票（現状は、支所1階ホールで実施）が可能な工程・方法等を考慮すること

### 第3 事業者の募集及び選定に関する条件

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、対象施設の設計、建設等についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

従って、事業者の募集及び選定にあたっては、事業者が本募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

#### 2 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
令和6年8月19日	募集要項等の公表
令和6年8月19日～ 8月26日	募集要項等に関する質問受付①
令和6年9月6日まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表①
令和6年9月9日～ 9月13日	参加資格確認申請の提出
令和6年9月19日	参加資格審査結果の通知
令和6年9月19日～ 9月26日	募集要項等に関する質問受付②
令和6年10月4日まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表②
令和6年10月10日まで	提案書の受付
令和6年10月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング
令和6年11月上旬	優先交渉権者の選定及び結果公表
令和6年11月下旬	事業契約締結

#### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業を含むグループ（以下「応募グループ」という。）

とする。なお、(ア)、(ウ)のみを同一の企業が兼ねることはできない。

(ア)対象施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）

(イ)対象施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）

(ウ)対象施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

イ 応募者は、応募者を構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

ウ 応募者は、参加資格確認申請の提出日から本事業に係る契約の締結日まで参

加資格要件を満たすものとする。

- エ 応募者は、応募グループを組成するに際し、建設業務に関して令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の業者を構成企業とするものとする。
- オ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- カ 参加資格確認申請提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業でない構成企業についてやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

## (2) 共通の参加資格要件

応募者を構成する全ての企業は、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- オ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。
- カ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱(平成13年倉敷市告示第276号)に基づく指名除外を受けている者。
- キ 課税されているすべての税(国税、岡山県税及び倉敷市税)を完納していない者。

## (3) 各業務における応募者の参加資格

応募者を構成する企業は、それぞれ以下に掲げる要件を備えていなければならない。なお、次のア～ウのうち複数要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

### ア 建設企業に係る参加資格要件

建設工事業務は2者以上により実施すること。なお、(ア)及び(イ)の要件はすべての建設企業が満たすものとする。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていない者(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。)であること。

- (ウ) 代表企業は、令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿(級別「特A」)の建築一式工事部門に登録されていること。代表企業以外の建設企業は、令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事部門に登録された業者であり、内1者以上は市内業者であること。
- (エ) 代表企業は、当該工事に、建設業法第26条第2項の規定に基づく監理技術者を配置できる者であること。

#### イ 設計企業に係る参加資格要件

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 募集要項等の公表日から事業契約の締結日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者(処分を受けた地域を問わない。)であること。
- (ウ) 令和6年度倉敷市測量、建設コンサルタント業務等業者名簿の建築設計に登録されていること。ただし、建設企業の代表企業が、一般社団法人プレハブ建築協会の正会員の場合は、この限りでない。

#### ウ 工事監理企業に係る参加資格要件

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 募集要項等の公表日から事業契約の締結日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者(処分を受けた地域を問わない。)であること。
- (ウ) 令和6年度倉敷市測量、建設コンサルタント業務等業者名簿の建築設計に登録されていること。ただし、建設企業の代表企業が、一般社団法人プレハブ建築協会の正会員の場合は、この限りでない。
- (エ) 当該工事監理業務に管理技術者を1名配置できる者であること。なお、管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士であること。

#### (4) 地域経済への配慮

必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

#### (5) 参加資格確認申請の提出日以降の取り扱い

参加資格確認申請の提出日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の代表企業、構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合で、市の承認を得て参加資格要件を欠く応募者の構成企業の変更をする場合は、この限りではない。(代表企業の変更は認めない。)



## 4 応募手続き等

### (1) 募集要項等に関する質問（第1回、第2回）

募集要項等に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。質問受付は期間を分けて2度実施する。

#### ア 受付期間

第1回質問受付：令和6年8月19日（月）～8月26日（月）正午

第2回質問受付：令和6年9月19日（木）～9月26日（木）正午

#### イ 受付方法

質問、意見の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書及び意見書」（様式1-1）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする）。

第1回、第2回とも同じ様式を用いること。

#### ウ 提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

#### エ 回答の公表

募集要項等に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、次に記載する各期限を目途に、随時、市ホームページで公表する。なお、市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

第1回質問回答期限：令和6年9月6日（金）まで（予定）

第2回質問回答期限：令和6年10月4日（金）まで（予定）

### (2) 参加資格確認申請の提出

本事業への参加を希望する者は、下表の参加資格確認申請書（以下「参加申請書等」という。）を提出すること。

#### ア 受付期間

令和6年9月9日（月）～9月13日（金）の午前8時30分から午後5時までとする。

#### イ 提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

#### ウ 提出書類

各書類は様式集に記載の作成要領に従い作成すること。

番号	様式
2-1	参加表明書
2-2	グループ構成表及び役割分担表
2-3	委任状（構成企業→代表企業）
2-4	参加資格確認申請書
2-5	参加資格確認申請書添付書類チェックリスト
2-6	配置予定技術者の参加資格要件調書
2-7	指名停止等措置状況調書

## エ 提出部数及び提出方法

提出書類は、A4サイズ2穴のファイルに綴じた状態で、正1部、副1部を持参又は郵送により提出すること。

持参による提出の場合は、前日までに上記提出先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送による提出を行う場合は配達記録が残る郵送方法とするとともに、書類到着日時に、提出先に電話での到着確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする）。

### （3）参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果は、下記日程にそれぞれの応募グループの代表企業へ通知する。  
令和6年9月19日（木）（予定）

### （4）応募の辞退

参加資格が確認された応募者が応募を辞退する場合は、提案書の提出期限までに参加辞退届（様式2-8）を提出すること。

なお、参加を辞退した場合に、今後の市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

### （5）提案書類の提出

参加資格が確認された応募者は、以下の要領で提案書類を提出すること。

#### ア 受付期間

令和6年9月19日（木）～令和6年10月10日（木）の午前8時30分から午後5時まで（ただし土日祝日を除く）とする。

#### イ 提出先

第7の2「本事業に関する担当部署」に記載

#### ウ 提案書類

各書類は様式集に記載の作成要領に従い作成すること。

様 式	
3-1	企画提案書類提出届
3-2	要求水準に関する誓約書
3-3	企画提案書（表紙）
3-4	実施体制の提案（体制の構築）
3-5	計画提案：①工程
3-6	計画提案：②庄支所・庄分団消防機庫の新築計画
3-7	計画提案：③外構計画
4-1	価格提案書
4-2	価格提案内訳書

## エ 提出部数及び提出方法

提出部数は、様式3-1～3-2については正1部とし、その他の書類は、正1部、副9部とすること。また、提案書一式の電子データを収めたCD-RもしくはDVD-Rを1枚、あわせて提出すること。

提出方法は、持参又は郵送とすること。持参による提出の場合は、前日までに上記提出先へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送による提出を行う場合は配達記録が残る郵送方法とするとともに、書類到着日時に、提出先に電話での到着確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする）。

## (6) 提出書類の取り扱い

### ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表のため及びその他市が必要と認める場合、応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### ウ 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

### エ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

### オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

### カ 使用言語、単位及び時刻

本事業への応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (7) 応募保証金

応募保証金は免除とする。

#### (8) 応募に当たっての留意事項

##### ア 募集要項等の承諾

本事業への応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

##### イ 応募に伴う費用分担

応募に関し必要な費用については、すべて応募者の負担とする。

##### ウ 応募の棄権

参加資格が確認された応募者が、提案書の提出期限までに提案書を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

##### エ 公正な事業者選定の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 23 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に事業者選定を実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は事業者選定を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

##### オ 事業者選定の中止・延期

事業者選定を公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、事業者選定を延期、若しくは取り止めることがある。

### 5 優先交渉権者選定方法

#### (1) 選定の体制

市は、本事業において事業者選定を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業者選定委員会規則に基づいて選定委員会を設置する。

#### 倉敷市庄支所・庄分団消防機庫整備事業者選定委員会委員

倉敷市 総務局長
倉敷市 消防局長
倉敷市 建設局参与
倉敷市 消防局参事
倉敷市 庄支所長

応募者又は応募者の関係者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外する。

なお、応募提案書の審査及び優先交渉権者の決定の過程において、本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

## **(2) 選定の方法**

### **ア 審査の基準**

選定委員会において、優先交渉権者選定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。審査の内容についての詳細は、優先交渉権者選定基準による。

なお、応募者が1者のみの場合でも、優先交渉権者選定は有効に成立するものとする。

### **イ 提案内容に関するヒアリングの実施**

応募者に対し、令和6年10月下旬に提案内容に関するヒアリングを実施する。

ヒアリングでは、応募者が提案内容に関するプレゼンテーションを行い、選定委員による質疑等を行うことを想定している。実施日時及び開催場所等の詳細については、応募者の代表企業に対して後日連絡を行う。

## **(3) 優先交渉権者の決定及び公表**

### **ア 優先交渉権者の決定**

市は、(2)による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

### **イ 結果の公表**

事業者選定結果は、令和6年11月上旬に各応募者に個別に通知するとともに、優先交渉権者を倉敷市ホームページ上において公表する。また、優先交渉権者選定基準に基づく審査結果の概要、審査講評についても併せて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 第4 契約に関する事項

---

### 1 契約内容についての協議

市と優先交渉権者は、契約条件の協議を行い、協議が整い次第、随意契約により契約を締結する。

### 2 契約保証金等

事業者は、市に対し事業契約書の定めに従い、契約の保証を付すものとする。

### 3 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する措置に従う。

また、本事業に関する紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

本事業は、事業者による創意工夫等による対象施設の効率的な整備を目指すものであり、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、市及び事業者が適正に責任を分担する。

責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書に定めることとする。

#### (2) 保険の付保

事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

### 2 予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。

### 3 予想される責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) モニタリングの実施

市は、事業者による要求水準の適正かつ確実な遂行を担保するため、達成状況等についてモニタリングを実施する。

#### (2) モニタリングの時期及び内容

モニタリングの時期及び内容は概ね次のとおりとする。ただし、別途市がモニタリングを必要とする場合においては、市の方法及び手段により実施するものとする。

##### ア 業務着手時

事業者は、業務着手時に業務全体に関する工程表及び業務計画書等を市に提出し、市は要求した事業スケジュール等に適合しているか否かの確認を行う。

##### イ 事前調査時

市は、事前調査完了時に事業者から提出された調査結果等について、要求水準を満たしているか否かの確認を行う。

##### ウ 設計時

市は、基本設計及び実施設計完了時に、事業者から提出された図書について、事業契約書及び要求水準書（以下「事業契約書等」という。）に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。

##### エ 工事施工時

市は、事業者が行う工事施工、工事監理の状況について、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を適宜行う。この際、事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について市に報告する。

##### オ 工事完成・施設引渡し時

市は、完成した施設等が、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。

**(3) モニタリングの費用の負担**

市が実施するモニタリングにかかる費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

**(4) 事業者に対する支払額の減額等**

モニタリングの結果、事業契約書等に定められた水準が維持されていない場合、市は事業者に対して改善を指示することがある。また、支払い金額を減額することがある。



## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

---

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の業務の履行状況が市の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合は、市は、事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

### 2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除することができるものとする。

契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

### 3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約で規定する。

その他、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

## 第7 その他事業の実施に関し必要な事項

---

### 1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、倉敷市総務局総務部総務課のホームページ等を通じて適宜行う。

### 2 本事業に関する担当部署

倉敷市総務局 総務部 総務課 (担当：花土裕治)  
〒710-8565  
岡山県倉敷市西中新田 640 番地  
電話：086-426-3121 Fax：086-421-2400  
電子メール：gnlaff@city.kurashiki.okayama.jp